

財 内 1 0 1 号

平成17年10月3日

各部、課（局・署）長 様

助 役

平成18年度予算編成について（通知）

平成18年度予算について、次のとおり編成方針を定めたので、これに基づき予算調書を作成し、所定の期日までに提出してください。

記

1 新年度予算の編成について

本市の財政は、平成16年度決算（見込）において、市税が平成9年度以来7年ぶりに0.5%とわずかではあるが増加に転ずるといふ明るい兆しはあるものの、2年連続で財政健全化債を借入れることによって黒字を確保するという厳しい状況が続いている。

また、財政の健全性を表す経常収支比率は85.7%と前年度より2.1ポイント悪化し、依然として財政の硬直化が顕著である。

さらに、今後の財政推計をみても、地価の下落や評価替えによって市税の5割以上を占める固定資産税の減少が続くとともに、全国的には踊り場の状況を脱したとされる景気回復が市内経済に反映されるにはまだ時間がかかると思われるため、市税が堅実に増加していくことは考えられず、財政状況が直ちに好転するとは思われない。加えて、これまで財源不足を補ってきた基金残高もほぼ底をついている状況にあることから、極めて危機的な状況が続くものと予想される。

一方、政府は、国と地方財政の三位一体の改革を確実に実現するとして、平成18年度税制改正において、個人住民税所得割の税率をフラット化することによって3兆円規模の税源を地方に移譲することとしている。この改革の流れは、総体としては地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大するためのものであるが、地方交付税の抑制や生活保護

国庫負担率の見直しが検討されるなど、当面の財政運営における先行き不透明感は払拭されていない。

このような状況の中、歳出については、生活保護費、児童手当等の扶助費が増大するとともに、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計等への繰出金も漸増するなど、経常的な経費は一層の増加が見込まれるとともに、年々増加する退職手当の財源確保も喫緊の課題となっている。

また、平成18年度は、第八次基本計画の初年度に当たり、計画に掲げる諸施策の実施に向けた着実なスタートをきることが求められている。

そのため、これまでも増して、職員一丸となった財政健全化のための取組を強化し、厳しさの中に活路を見いだしていきたいと考えている。

2 編成の基本方針について

平成16年度の予算編成では、政策的経費について、各部内の予算枠の弾力的な運用を認める「部ごとの要求額の上限枠方式」を導入し、平成17年度も部ごとの要求額に限度額を設けてきたところであるが、平成18年度の予算編成に当たっても、引き続き、部ごとの要求額の限度額を設定することとする。なお、この2年間の実施状況を踏まえ、限度額についての「特別な事情」は一切認めない方針で臨むので、各部課（局・署）においては、予算要求に当たり、事務事業全般を見直した上で、新規事業については施行年度等も見極め、部内調整を十分に行って限度額を遵守するとともに、第八次基本計画に掲げる事業の実施を目指し、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めるものとする。

また、予算の計上漏れはもとより、過大見積りや積算誤り等のないよう精査を怠らないこと。

3 予算要求要領

- (1) 平成18年度予算は、市民が真に求めている事務事業を厳選し、年間予算を編成するものとする。
- (2) 第三次総合計画に沿って将来を見据え、第八次基本計画の着実なスタートを予算に反映させながら、市民要望を的確にとらえつつ、新たな行政需要も十分検証した上で編成に取り組むものとする。
- (3) 予算要求に当たっては、これまでの施策を改めて見直し、行政関与の必要性や民間委託の可能性、経費支出の効率化、費用負担のあり方及び費用対効果、将来の財政負

担等について総合的に検討した上で、各種施策の優先順位を判断し、事業の徹底的な峻別を行うこと。

- (4) 年々増大する財政需要に対応するため、財源の積極的な確保に努めること。同時に、既定の経費についても、従来の経緯にとらわれることなく、スクラップアンドビルドを積極的に進めるとともに、大胆な見直しや整理統合を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 事務事業の民間委託については、経費節減の手段であることを踏まえ、新たな委託の検討とともに、既に委託している事業の委託料節減の見直しを行うこと。
- (6) 経常的経費の積算に当たっては、徹底した経費の節減に努めることはもとより、事業の廃止を含めた見直しを行い、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を除いた前年度当初予算から5%削減した額の範囲内で見積もること。
- (7) 政策的経費については、部内において各課間の調整を十分に行い、要求額は、新たな政策的経費も含め、前年度当初予算額の120%の額を限度とする。ただし、「補助金等」、「臨時職員賃金」及び「時間外勤務手当・特殊勤務手当等」については、限度額に含めないものとする。
- (8) 補助金については、補助の必要性を十分に見極めた上で、廃止を含め再検討すること。
- (9) 使用料・手数料については、受益と負担のバランスのとれた適正な水準が保たれるよう、引き続き見直しを進めること。
- (10) 債務負担行為は、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすものであるため、設定に当たっては慎重に対応すること。
- (11) 法令で定められた経費や光熱水費・燃料費などの年間必要経費については、決算等の実績を考慮し、年度中に不足することがないように留意すること。
- (12) 各特別会計は、本市財政の危機的な状況を踏まえ、「会計独立の原則」を再認識して、積極的に歳入の確保を図り、安易に一般会計からの繰出金に依存することのない財政運営に努めること。

予算要求に当たっては、一般会計の編成方針に準ずることとするが、部ごとの限度額からは除外し、それぞれの会計ごとに審査・調整を行うものとする。

4 その他の留意事項

- (1) 各政党、会派からの政策要望や地域からの市民要望等を実現するため、また、議会

答弁を踏まえた事業実施のために予算を伴うものについては、各部課内において、緊急性・事業効果等の総合的な検討を行い、必要な予算の計上に努めること。

- (2) 国県の財政構造改革や景気・雇用対策などへの対応を把握し、新たな補助事業等については、施策の目的や本市における必要性を十分に検討し、事業を厳選すること。
- (3) 国と地方財政の三位一体の改革に伴う補助金等の廃止についての的確な情報を収集し、採択の可能性の高い補助事業を優先すること。

なお、補助不採択を理由として、年度途中で市単独事業に振り替えることは一切認めないので特に留意すること。

- (4) 他の部課と関連する事務事業については、関係部課との連絡調整を十分に行った上で、効率的・効果的な執行ができるよう工夫すること。
- (5) 条例、規則等の整備が必要となる予算要求については、事前に庶務課と協議するなど、準備、対応に遺漏のないよう努めること。
- (6) 適正な予算執行を推進し、繰越事業の発生を極力抑制するため、綿密な事業計画に基づく執行を心がけること。用地の確保を始め、周辺住民の合意形成や法令等の規制、工期等についての事前調査を十分に行い、執行に際して遺漏のないよう留意すること。
- (7) 情報公開条例の主旨を踏まえ、事務事業の基礎となる予算編成の段階から、行政の透明性を確保する立場で取り組むこと。
- (8) その他、編成に当たっては、事務事業の効果等を十分検討するとともに、将来の財政負担も考慮して、事業の簡素効率化・経費の節減に最大限の努力を払い、予算編成要領に基づいた的確な予算計上に努めること。

以 上